

第 1 回会合の意見を踏まえた検討項目（第 2 回会合）

1. 重量物取扱い業務等

(1) 重量物の取り扱い業務に係る母性保護規制は、業務の実態、妊娠又は出産の機能への影響、新たな医学的知見等に照らし、見直しの必要があるか。また対象となる労働者の範囲は、見直しの必要があるか。

- ① 年齢別、断続作業・継続作業別の重量上限値
- ② 対象労働者の範囲（現行：全ての女性労働者）

(2) 身体への負担が大きい介護作業、長時間の立ち作業等^(注)については、母性健康管理指導事項連絡カードによる母性保護対策で十分か。不十分である場合は、どのような対策をとるべきか。（対策の強化の仕方によっては、女性の就労機会を狭めかねないとの指摘もあった）

（注）介護業務、長時間の立ち作業等については、腰痛予防等のため労働安全衛生上の諸対策が講じられている。

2. 有害物の発散する場所での業務

化学物質等の有害性の分類作業の結果を踏まえ、有害物の発散する場所での業務に係る母性保護規制を見直し、以下の項目について検討する必要がある。

- ① 対象とする物質の範囲（物質が有する有害性の範囲）
- ② 有害物の作業場における気中濃度の上限値
- ③ 気中濃度の測定方法
- ④ 対象労働者の範囲
- ⑤ その他